平成２４年（フ）第５２号
福島県石川郡石川町字長久保267番地の１、前住所東京都品川区東品川３丁目22番25号佐川急便東品川寮303
債務者　西牧健二郎
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第４６６号
岐阜市日置江273番地
債務者　安保ひとみ（旧姓玉村）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２３０６号
名古屋市熱田区４番１丁目16番15号　荘苑熱田２Ｇ号
債務者　坂ノ上仙太郎
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１００４号
大阪府羽曳野市向野３丁目86－５－102号、住民票上の住所大阪府羽曳野市高鷲２丁目25番１－206号
債務者　古田　晴義
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０７９号
堺市中区土師町２丁11番21号
債務者　山田　妙子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１３１号
堺市堺区永代町６丁２番13―207号
債務者　市岡　昌也
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１７４号
堺市堺区甲斐町東３丁１番13―302号
債務者　伊藤　愛子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２４０号
堺市西区浜寺石津町中５丁９番３号
債務者　乙女　和雄
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２４４号
堺市北区常磐町１丁14番地１　307号
債務者　山本　千秋
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２９４号
堺市北区東雲東町２丁３番32号
債務者　河﨑　博子（旧姓藤岡）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０７８号
神戸市中央区旭通２丁目10番２―201号
債務者　林　　路子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４８号
兵庫県伊丹市寺本４丁目70番地10―202号
債務者　大村　　勝
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３４９号
兵庫県伊丹市寺本４丁目70番地10―202号
債務者　大村ミツ枝
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７５２号
兵庫県尼崎市塚口町５丁目１番地の９シャレー塚口202
債務者　光田　明宏
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５７号
兵庫県尼崎市立花町２丁目16番12号エクセルハイツ202号
債務者　沖野　恵子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７７号
長崎県島原市城内３丁目1240番地　コーポ城内１号室、前住所長崎県島原市上の原３丁目6195番地１
債務者　木山　正肇
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
長崎県島原市城内３丁目1240番地　コーポ城内１号室、前住所長崎県島原市上の原３丁目6195番地１
債務者　永尾久美子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
福島市北中央３丁目28番地の２
債務者　吉田　敬二
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福島地方裁判所